

新刊
紹介

*Books are the quietest and most
constant of friends; they are the most
accessible and wisest of counsellors,
and the most patient of teachers.*

ホセ・マルティ著、神代修（経済学部助教授）訳「キューバ革命思想の基礎」
東京・理論社、B6判三五七ページ、定価
八〇〇円。

一九五九年キューバにカストロの革命軍が勝利を収めて八年、わが国では大半の人にとってキューバは青いカリブ海に浮ぶ夢の島でしかないし、スペインから独立以来の諸問題は一部の専門家の間でとりあげられていただけだ。ましてやホセ・マルティの名前を知る者もほとんどなかったであろう。

この訳書は十九世紀末のキューバ独立の

指導者であるホセ・マルティの手紙や演説その他、彼の政治的見解を公表した文書などの集成である。第一部・キューバ革命党の理想、第二部・われらのアメリカと彼らのアメリカ、第三部・世界の先駆者たちに分かれているが、マルクスやホイットマン、プーシキンなどの人物評までが収められている。特に彼がキューバ革命について、来るべきアメリカの野望をいち早く見抜いていることなどは、現在のカストロ政権のあり方と思ひ比べてはなはだ興味がもてる。

マルティのスペイン文ははなはだ難解である。スペイン語国民はその美しい言葉のリズムに酔いしれると言われる。それは感情にまかせて、言葉をあやつるからである。そのためか、マルティの文章は力強い。感覚的には内容を把握できても、原文の強い味わいを殺さずに日本語に翻訳することは容易な業ではない。これについて訳者がどのような苦心を払ったかを、筆者は目のあたり見てよく知っている。いくつものコマだけでつながって、ピリョウドにいたるまで延々として続く、一頁ぐらいこの調子でつながるといいうのもすくなくない

である。柔らかな日本語に置き換えれば原文の味がこわれるし、味を生かそうとすれば硬くなる。まことに難物である。筆者は訳者の苦心のさまをみて、翻訳者というものの悲しさをつくづく感じさせられた。

特に英独仏語などに較べて、スペイン語を深く解する人口が極度にすくないことを考えると、マルティの翻訳者に対する理解は限定されてくる。そのような意味においても、この訳書は貴重であると思う。

また、ホセ・マルティはスペイン語国民として文学上、モダニズム(Modernismo)の先駆者であったことも、文学研究者は忘れることができない。

革命の指導者としてのマルティの研究もさることながら、革命的文学者としてのマルティの研究が今後、訳者のようにマルティの文体に習熟した研究者からきつとおきてくるものと期待する。（大島 正）

EN グリズウォルド著、藤倉皓一郎（法学部助教授）訳「現代のアメリカ法」
京都・法律文化社、B6判一八六頁、
定価五〇〇円。

本書の内容を一言でいうならば、アメリカ

カ法の源はイギリス法であるが、国家制度の相違のゆえに、アメリカ法はイギリス法とは異なる道を歩むことになったということである。訳者自身、「あとがき」で述べておられるように、日本の英米法研究は、つねに英・米の法が共通のものであるとの前提のもとに進められてきた。これが全く誤りであるといえないにしても、少なくとも不完全であるということは、本書を一読すれば容易に理解できるであらう。

アメリカ法のイギリス法に対する特殊性はどこにあるのかといえば、それはアメリカ合衆国が、国名に示されているように、連邦制度をとっていることから生ずる、国民に対する法の二重支配、すなわち、州の法律の支配と連邦の法律の支配である。ここから、つぎのようなイギリス法にはみられない特殊の問題がでくる。すなわち、ある事件の解決のために適用される法は連邦の法か州の法か、州の法が適用される場合、どの州の法が適用されるか、また、これに対応して、その事件の管轄裁判所は連邦の裁判所か州の裁判所かの問題がそれである。これらの問題がいずれに決せられる

かによって、訴訟の結果に有利・不利が生ずるので、当事者が裁判所を選択するという問題も生ずるのである。

連邦制度のゆえに、合衆国の法は一個の体系として秩序づけられていないので、そこでの法学教育には特殊の工夫が必要となる。ある州の法を知っていても、他の州ではその知識が役だたないので、すべての州の法に精通するか、あるいは、既知の州法を応用して未知の州法による事件の解決をめざすかの方法しかない。すべての州の法に精通することは不可能と考えられるので後者の方法しか、残されていない。ここに「内在的比較法」的考察方法が生まれてきたのである。すなわち、それはいくつかある解決方法を「分析」「比較」「検討」する方法である。これはアメリカ合衆国に特有の法学教育の方法であるといえよう。

本書がわが国に紹介された意義は、前述の諸問題をとりあつかっている第四章「連邦制度の法的問題」にあるともいえるのではなからうか。

前川 恭一（商学部助教授）ほか共著「西ドイツの独占資本」 東京・大月書店、A 5

判三七三頁、定価一〇〇〇円。

第二次大戦後のドイツ資本主義は、いわゆる奇蹟的復興の事例として日本でもひろく興味を持たれており、その実態を紹介した著書も二、三にとどまらない。しかしその中には自画自賛とも評すべき一面的賛美論や、印象記述の域を出ないものも含まれていて、学問的な方法に立脚した本格的な分析が久しく待たれていたと言つてよい。本書の共著者である三教授は、戦後ドイツ資本主義について近年精力的に研究成果を発表され、この分野における日本の研究水準をリードし代表していると言つても過言ではないのであつて、本書はそうした研究成果を体系的に叙述したものとして、西ドイツ独占資本の全構造的な分析にせまる、はじめての試みと言つてきよう。

本書は序論と三つの篇からなっている。

第一篇は、敗戦時の技術的条件、連合軍の占領政策などの諸条件の下で独占資本が復活して来た過程をあとづけ、第二篇では一九五〇年以降の独占資本の発展を、国家独占資本主義、アメリカ独占資本との関係、電機独占資本の蓄積の実態に重点をおいて

解明し、第三篇は、西ドイツ独占資本の対外進出がヨーロッパ「統合」政策を軸に進展した過程を、アメリカの世界支配政策との連携と対応、その下での帝国主義的諸矛盾の激化の観点から分析している。三篇とも、主要問題の分析と景気循環にそくした時系列的進展とが組みあわされて、ドイツ資本主義の構造的ないし発展段階的性格と、その具体的、過程的な展開をあきらかにしている。また序論は、戦後一九六五年にいたる間の主要問題について、主として東ドイツの文献にもとづく研究史的俯瞰を与えており、入門者が問題の所在と参考文献を知る上で便利である。以上のような内容によって、本書は研究者に多くの問題を提起する本格的な研究書でありながら、同時に入門者や専門外の読者にとってもわかりやすいみちびきの書となり得ていると言つてよい。

(星野)

高橋虔(神学部教授) 著『イエスの生涯と思想』 東京・教文館、新書判一九〇頁、定価三五〇円。

いまやイエスにかんする著作は夥しい数にのぼる。その歴史をおもに一八世紀から

説きおこすシュヴァイツァーの『イエス伝研究史』や古代からその系譜をたどるゴデルの『イエス伝のプロレゴメナ』をみれば、それは一目瞭然である。しかし、さらに聖書学、とくに福音書の研究が様式史的方法を不動の前提として、福音書記者たちの編集の意図(編集史的方法)に集中されているこんにち、もはやこれまでのようなイメージでイエス伝の枠を考えることはできなくなつたというのが現状である。このようななかで、たとえ小冊子にせよ、『イエスの生涯』をものすることは、至難の業であるといわねばならぬ。

しかし著者は、「現在研究中の学徒諸君を対象として」、すでに「信仰的に確立されて、過去二千年間多くの人々の承認を得てきたもの」を中心に筆をすすめておられる。批判的研究の角度からみれば、如上の問題が多く包蔵していることを指摘しながらも、本書の性格上、その点ひかえ目である。「イエスの史的存在をめぐる論議」からはじまり、イエスの降誕、準備時代、教話と奇跡、受難と復活という順序で論述されているが、いちいちの問題に関連して、

左右さまざまな見解が引用され、その筆致はまことに縦横無尽である。著者の博識が、研學中の学徒にはうつつけの入門書に仕上げている。ここで、ひとつ注文をつけさせていただくなら、イエスの思想にふれるくだりでは、ヘブル思想の体質を明らかにすることによって、もっと掘りさげていただきたかつたことである。たんにイエス時代の思想的、宗教的背景のことをいっているのではない。東洋思想と西洋思想とが対比して考えられるように、ユダヤにはユダヤ固有の思想の体質があるはずである。

そのもっとも原初的なものを解明してはしなかった。「イエスはキリスト教徒ではなく、ユダヤ人であつた」というヴェルハウゼンの指摘をまつまでもなく、イエスは徹頭徹尾ユダヤ人として生きた。その母胎はユダヤ教である。一方では現在の様式史的、編集史的、伝承史的聖書批判を深めるとともに、他方では思想としてのヘブライズムを把握することが、これからのイエスその人へのアプローチの大きな課題となるのではあるまいか。巻末の「イエス伝に関する邦語文献表」は貴重なものである。(工藤)